

平成30年度 第1回 磐田市環境市民会議次第

日時：平成30年11月15日（木）

10時00分から

場所：市役所西庁舎3階 301・302会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 環境水道部長あいさつ
- 4 委員自己紹介及び職員紹介
- 5 会長、副会長の選任
- 6 会長あいさつ
- 7 議 事
 - (1) 第2次磐田市環境基本計画及び環境市民会議について
 - (2) 環境指標の進捗状況について
 - (3) 基本方針1「暮らしやすさが実感できる環境をつくれます」について
- 8 その他
- 9 閉 会



第2次磐田市環境基本計画

【2018年度～2027年度（平成30年度から平成39年度）まで】

2018年（平成30年）3月



磐田市



目次

第1章 計画の基本的事項

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の策定方針	2
4	計画策定の背景	2
5	計画の構成	4

第2章 本市の現状と施策の方向性

1	磐田市の概況	6
2	施策の方向性	8

第3章 計画の目標

1	望ましい環境像	9
2	基本方針	10
3	計画の体系	11

第4章 目標達成に向けた施策

1	基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくれます	12
2	基本方針2 豊かな自然環境を守ります	14
3	基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくれます	16
4	基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します	18
5	基本方針5 地球温暖化対策に取り組めます	20
6	基本方針6 環境教育を推進します	22
7	環境指標一覧	24

第5章 計画の推進方法

1	推進体制	27
2	進行管理	28

資料編

資料1	条例・規程	31
資料2	磐田市環境市民会議委員名簿	36
資料3	策定経過	36
資料4	用語解説	37



第 1 章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

磐田市環境基本計画は、磐田市環境基本条例第7条に基づいて策定するものです。2008年（平成20年）3月に策定した「磐田市環境基本計画（第1次環境基本計画）」は、2018年（平成30年）3月末をもって計画期間を満了します。この間、国や県の動向、本市の総合計画をはじめとした諸計画との整合を踏まえつつ、計画後期（2013年度（平成25年度）～2017年度（平成29年度））に向けて計画内容の見直しを行い、「磐田市環境基本計画（後期基本計画）」を策定し、各分野の諸施策を進めてきました。

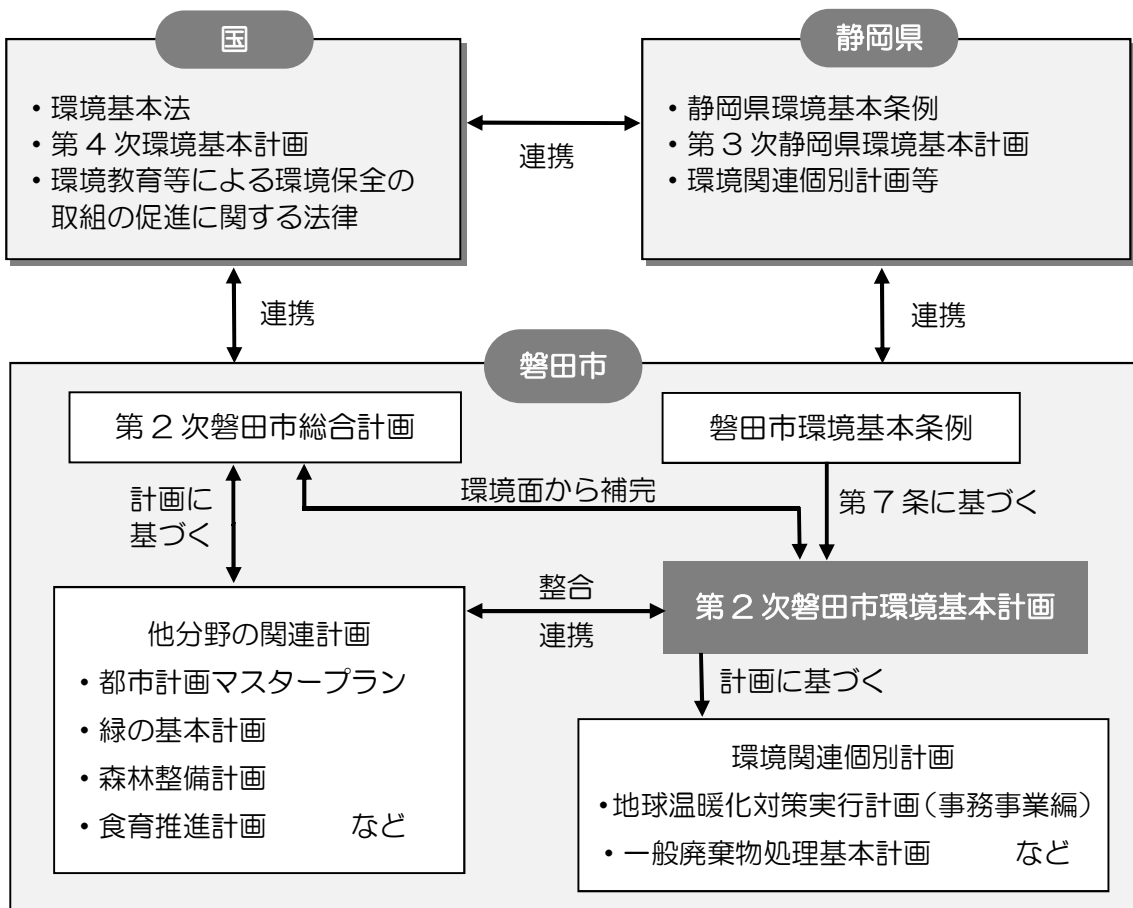
本市は引き続き、豊かな自然環境を将来の世代まで継承するとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築や暮らしやすさが実感できるまちづくりを推進していきます。これらの実現のための基本方針や、市・市民・事業者の具体的な取組みなどの推進方法を明らかにするため、「第2次磐田市環境基本計画（第2次環境基本計画）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、磐田市環境基本条例に基づくと同時に、「第2次磐田市総合計画（第2次総合計画）」を環境面から補完する「環境の総合計画」という2つの側面を持ちます。また、その他関連計画と整合を図り、国や県の環境基本計画とも連携した計画と位置づけます。

また、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等の環境関連個別計画は、環境基本計画の考え方に基づき実施されます。

第2次磐田市環境基本計画の位置づけ





3 計画の策定方針

第 2 次環境基本計画は、以下の方針に基づいて策定します。

◆ 総合計画や関連計画を反映し、実効性のある計画づくり

第 2 次環境基本計画は、第 2 次総合計画を環境面から補完するための計画であるとともに、環境関連個別計画の上位計画として位置づけられます。これら関連計画との整合を図った上で、環境指標を設定し、進捗管理を行い実効性のある計画とします。

◆ これまでの取組みの評価及び環境や社会情勢の変化に対応した計画づくり

第 1 次環境基本計画の進捗状況を踏まえ、取り巻く環境や社会情勢に対応した取組みを盛り込んだ計画とします。

◆ 磐田の特色を取り入れた計画づくり

本市の魅力を高め、活力を引き出せるよう、磐田の特色を取り入れた計画とします。

◆ 環境教育・環境学習に対する取組みを推進した計画づくり

持続可能な循環型社会の実現のためには、環境に配慮した取組みを実践する人材の育成が重要です。特に子どもたちへの環境教育や環境学習への取組みを推進していきます。

◆ シンプルで分かりやすい計画づくり

第 2 次環境基本計画の策定に当たっては、本市の環境における将来像を市・市民・事業者が共有できるよう、分かりやすい計画とします。

4 計画策定の背景

● 地球規模での環境問題への対応

地球温暖化や大気汚染等、環境問題が世界的に深刻化する中で、環境保全に向けた循環型社会への転換が求められています。また、東日本大震災を契機として、再生可能エネルギー利用への意識が高まっています。

本市においては、地球温暖化防止を含め、環境保全の啓発や市内企業のエコアクション 21 認証取得に対する支援等の環境対策を進めています。

行政だけでなく市民や事業者が、地球環境問題を認識し人や環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図る必要があります。そのため、様々な分野において継続的・横断的な取組みを実践することで豊かな自然環境を維持し、将来の世代に引き継いでいくことができる持続可能な社会を形成することが求められています。

● 国や県における目指すべき持続可能な社会の姿

国は、2012 年（平成 24 年）4 月に閣議決定した「第 4 次環境基本計画」において、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全・



安心」の確保を基盤とする社会を新たに掲げ、全部で4つの社会を目指すとしています。

また、県においても新たな課題に対応するため「第3次静岡県環境基本計画」を2016年（平成28年）3月に改定し「環境と経済の両立の実現」に向けて「環境を資源として活用する」考え方や「環境に関する情報発信の強化」「環境にやさしい暮らし方を実践できる人材の充実」の観点を加え、施策を進めています。

● 磐田市総合計画及び関連計画の策定・見直し

本市では、2012年（平成24年）3月に策定した「第1次磐田市総合計画（後期基本計画）」が2016年度（平成28年度）で終了し、2017年（平成29年）3月に「第2次磐田市総合計画」を策定しました。

また、「磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定や「磐田市都市計画マスタープラン」の改定等、環境関連個別計画や他分野の関連計画の見直しも進んでいます。

● 近年の環境を巡る動き

2015年（平成27年）11月から12月までに「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」が開催され、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

パリ協定や2015年（平成27年）7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が、2016年（平成28年）5月13日に閣議決定されました。同計画では、2030年度（平成42年度）に対2013年度（平成25年度）比で温室効果ガスを26%削減する中期目標が立てられています。

【環境基本計画関連年表】

年度	環境関連法令等の動き	磐田市の動き
2007 (H19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「磐田市環境基本計画」策定 ・「磐田市都市計画マスタープラン」策定 ・「磐田市緑の基本計画」策定
2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性基本法」施行 ・「エコツアーリズム推進法」施行 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 	
2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 	
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性COP10（名古屋）」開催 ・「公共建築物木材利用促進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「磐田市景観形成ガイドプラン」策定
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次静岡県環境基本計画」策定 ・「生物多様性地域連携促進法」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「磐田市総合計画後期基本計画」策定 ・「磐田市一般廃棄物処理基本計画」策定



年度	環境関連法令等の動き	磐田市の動き
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正（改称） 	
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> 「第 4 次環境基本計画」閣議決定 「固定価格買取制度（FIT）」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市環境基本計画（後期基本計画）」策定
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 「磐田市森林整備計画」策定
2014 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」閣議決定 「水循環基本法」施行 「雨水利用推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市鳥獣被害防止計画」策定
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 「フロン排出抑制法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次静岡県環境基本計画」改定 「地球温暖化対策計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第 2 次磐田市総合計画」策定 「磐田市分別収集計画」策定 「磐田市水道事業ビジョン」策定
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡県版レッドリスト」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「磐田市都市計画マスタープラン」改定 「磐田市立地適正化計画」策定

5 計画の構成

(1) 計画期間

本計画の期間は、2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度（平成 39 年度）までの 10 年間とします。また、本計画は社会情勢や環境の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗に合わせ、おおむね 5 年経過した後に中間見直しを実施します。

	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39
前期 基本計画	→									
後期 基本計画						→				



(2) 計画の範囲

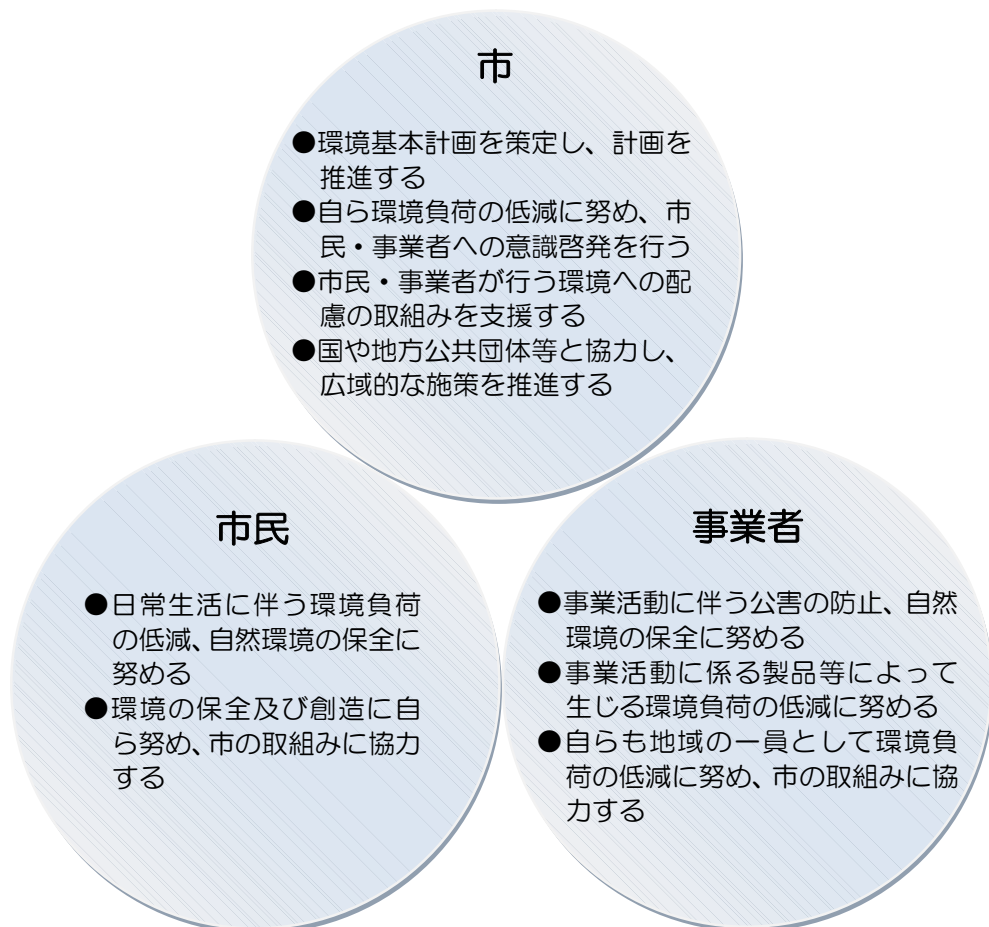
本計画の対象となる区域は、本市全域とします。

本計画で対象となる環境の範囲は、磐田市環境基本条例「第3章 重点的に推進すべき施策」として掲げられた第10条から第15条までに基づき、次のとおり大きく6つに区分し、それぞれを取り巻くさまざまな要素について目標を定め、取組みを推進していきます。

環境分野	環境要素の例
生活環境	大気、悪臭、騒音、振動、水質、有害化学物質 など
自然環境	森林、河川、農地、生物多様性 など
快適環境	公園、緑地、人と自然とのふれあい、景観、歴史文化 など
資源環境	ごみの減量・資源化、エネルギーの有効利用、水資源 など
地球環境	地球温暖化防止、再生可能エネルギー など
環境教育	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境情報 など

(3) 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。各主体は、磐田市環境基本条例第4条から第6条までに規定されている責務を果たすとともに、一体となって目標の達成に向けて計画を推進していきます。





第2章 本市の現状と施策の方向性

1 磐田市の概況

(1) 市の位置・面積

本市は、静岡県西部地域の天竜川左岸に位置し、浜松市、袋井市及び森町と接しています。面積は163.45km²で、遠州灘に面した平野部と磐田原台地及び北部の山間地帯に囲まれ、豊かな自然環境を有しています。また、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道150号、東海道本線が東西に、天竜浜名湖線が市の北部を横断しており、これらにより隣接する都市圏と密接に関係しながら発展してきました。

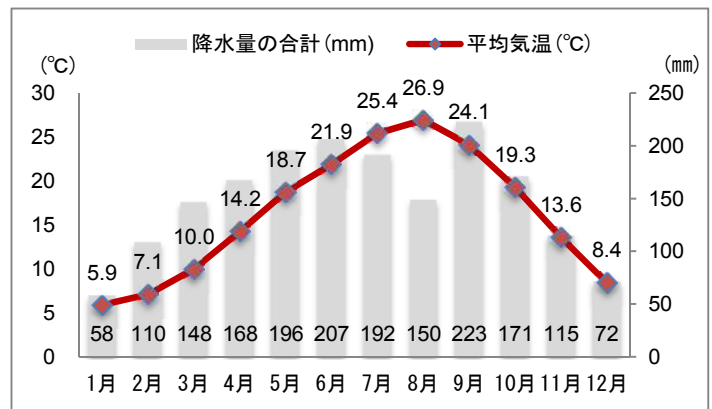


(2) 気候

本市の気候は、遠州灘に沿って流れる黒潮の影響を受け年間を通じて温暖な気候となっています。最近10年間の平均気温は16.3℃、年間降水量は平均1,800mmで梅雨(6月)と台風(9月)の時期が多くなっています。

また、日照時間は年間平均2,200時間を超えており、全国的にも極めて日照時間の長い地域です。

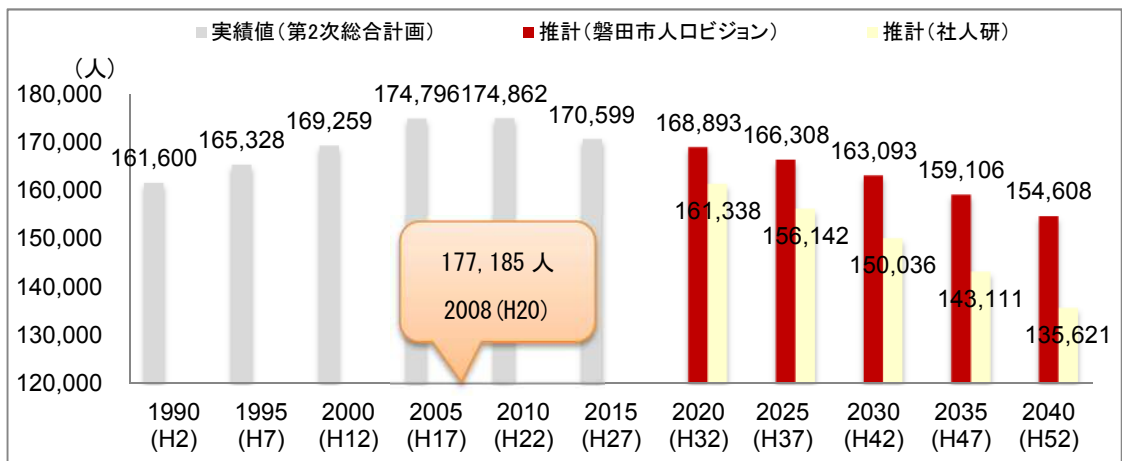
「月別の気温と降水量(2006(H18年)~2016(H28年))」



【出典：気象庁ホームページ】

(3) 人口

本市の人口は、2008年(平成20年)をピークに2015年(平成27年)5月末現在で約17.1万人まで減少しており、人口減少・高齢化の急速な進行が予測されています。



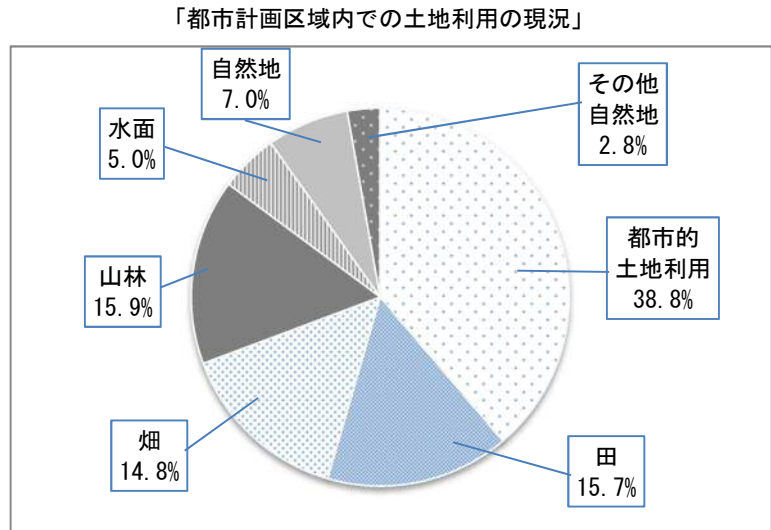
【出典：第2次磐田市総合計画、推計値は磐田市人口ビジョン及び国立社会保障・人口問題研究所】



(4) 土地利用

本市は、市域の約99%を都市計画区域に指定しています。

都市計画区域内では、住宅用地・商業用地・工業用地・その他公的施設用地等の都市的土地利用が約39%、田・畑・山林・水面・自然地等の自然的土地利用が約61%となっています。

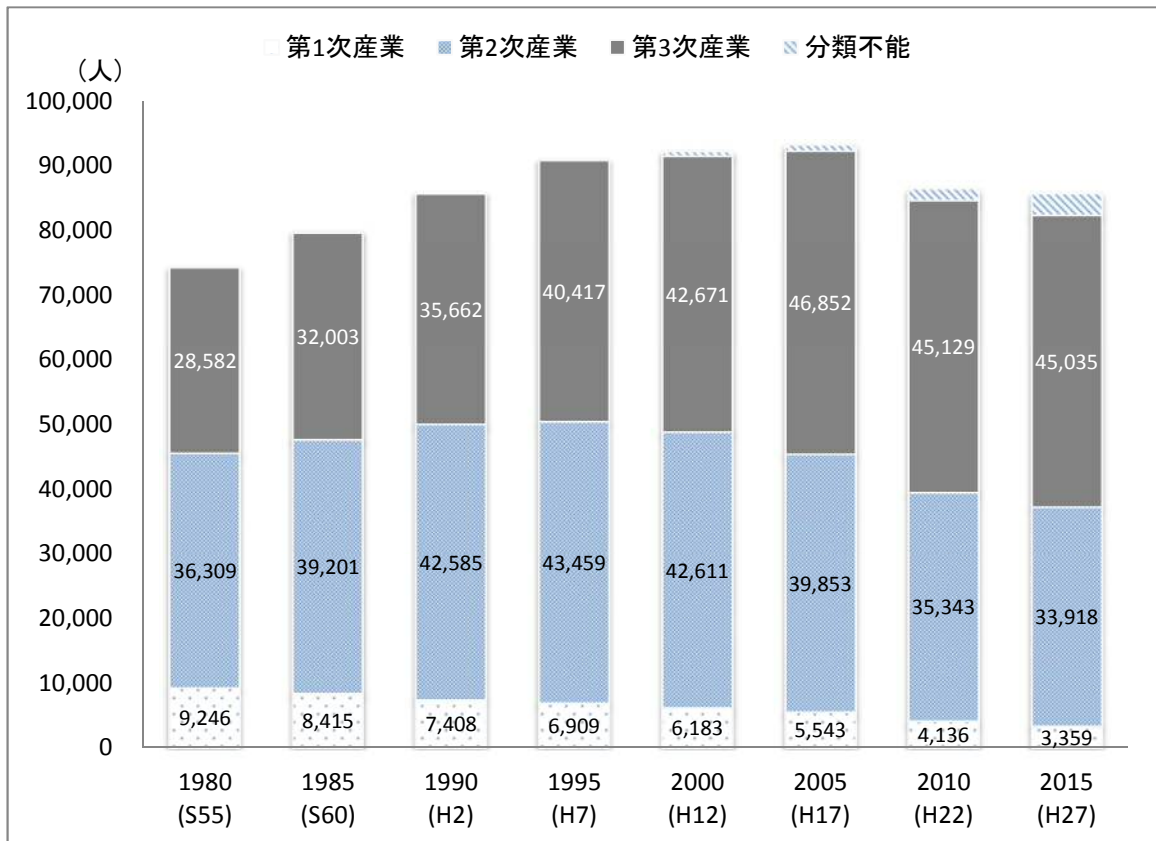


【出典：都市計画基礎調査（2011（H23））】

(5) 産業

産業別人口の推移は、第1次産業、第2次産業ともに減少傾向にあり、就業人口全体も2005年（平成17年）をピークに減少傾向にあります。本市の総就業者数は約8.6万人で、産業別では第2次産業が約3.4万人（約40%）となっており、就業者の比率は県平均の約32%を大幅に上回り、工業都市である特色を示しています。

「産業別就業人口の推移」



【出典：国勢調査】



2 施策の方向性

本市では、日本一のトンボの宝庫である桶ヶ谷沼に代表される豊かな自然環境を身近に感じることができます。北部の丘陵地では獅子ヶ鼻トレッキングコースで四季折々の景色を楽しみ、中心市街地近郊のひょうたん池では清らかな湧水に触れ、南部の海岸線では青い海を臨むことができます。少し足を延ばすと、このように豊かで多様な自然にふれることができ、心も身体も癒されます。

一方、ビジネス分野ではクルマ・バイクに代表されるものづくり産業が本市の地域経済をけん引しています。また、最近ではスマートアグリカルチャーなどの次世代型農水産業や熱・電気に加え、二酸化炭素も有効活用する地産地消型エネルギー供給事業が推進されるなど、未来を拓く新たな産業が創出されています。

本市は、温暖な過ごしやすい気候のもと、豊かな自然と産業が共生する全国に誇れる暮らしやすい環境を有しています。

この恵まれた環境で生活している私たちには、地球環境面で大きな問題となっている地球温暖化の進行、資源枯渇の懸念、生物多様性の損失について、普段はあまり実感のわからない問題かもしれません。

しかし、これらの問題が深刻化すれば、私たちの生活は立ち行かなくなります。私たちの環境に配慮した行動の一つひとつの小さな積み重ねが良好な環境を将来の世代に引き継ぐための鍵となります。

私たちは地域の恵まれた自然環境を大切にしながら、環境と経済を両立させ、より暮らしやすい生活や活力のある持続可能な社会の実現への道筋をさらに確かなものとする必要があります。

そのために、磐田市環境基本条例の基本理念を推進していきます。

さらに、施策の展開に当たっては、引き続き「健康の保護及び生活環境の保全」「自然環境の保全」「快適な環境の創造」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現」「地球環境の保全の推進」「環境教育の充実及び環境学習の振興」などの視点で幅広く行っていきます。

【磐田市環境基本条例 抜粋】

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念にのっとり推進しなければならない。


- (1) 市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むこと。
- (4) 地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。



第3章 計画の目標

1 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継ぐために私たちがこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。



水と緑が彩る みんなが暮らしやすいまち 磐田

恵み豊かな自然環境を、産業との共生を図りながら、将来の世代に引き継ぐことのできる持続可能な社会を形成していくことが求められています。

水と緑に代表される本市の豊かな自然環境を保全し、恵まれた日照時間や環境資源を活用することで、暮らす人も働く人も幸せが実感でき、たくさんの笑顔が集まり、あふれる「まち」を目指すという想いが込められています。



2 基本方針

望ましい環境像を実現するため、基本方針を定め、この基本方針のもとに具体的な施策を展開していきます。

基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を低減し健全で暮らしやすさが実感できる環境づくりを進めていきます。



基本方針2 豊かな自然環境を守ります

森林や海岸、河川等の恵まれた自然環境を市民共通の財産として今後も守り育てていきます。



基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

自然・歴史文化等地域の特色を活かし、ふれあう機会をつくり地域を魅力的なものにしていきます。



基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

循環型社会の実現のため、3R（リユース・リデュース・リサイクル）の推進や廃棄物の減量・再資源化等に取り組んでいきます。



基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます

地球温暖化等の環境問題を一人ひとりが自覚し、地球環境保全に向けた取組みを実践します。



基本方針6 環境教育を推進します

将来の世代に引き継ぐため、あらゆる年代層を対象として環境教育を推進し環境のために行動する人づくりを行います。





3 計画の体系

望ましい
環境像

水と緑が彩る
みんなが暮らしやすいまち 磐田

基本方針

具体的な目標

1

暮らしやすさが実感できる環境をつくります

- 1 環境保全のための調査・監視・指導
- 2 快適な生活環境の確保
- 3 迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

2

豊かな自然環境を守ります

- 1 森林保全と緑化の推進
- 2 河川・海岸・農地の保全
- 3 生物多様性の確保

3

自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

- 1 人と自然とのふれあい活動の場の創出・活用
- 2 周辺と調和した良好な景観の保全・創出
- 3 歴史文化とふれあう機会の創出・活用

4

3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

- 1 3Rの推進・廃棄物の適正処理
- 2 グリーン購入・地産地消等の推進
- 3 水循環の確保

5

地球温暖化対策に取り組みます

- 1 省エネルギーの推進
- 2 地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及促進
- 3 低炭素型社会の推進

6

環境教育を推進します

- 1 環境教育の推進
- 2 環境保全活動の推進
- 3 環境情報の活用と協働による環境施策の推進



第4章 目標達成に向けた施策

1 基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります

●基本方針の考え方

暮らしやすさが実感できる生活を営むためには、さわやかな空気やきれいな水、騒音・振動や悪臭がない環境づくりが必要です。そのため、市は大気や水質等の環境調査を実施するとともに監視や指導を着実にを行い、地域の特色を踏まえた生活環境をつくります。



●市の施策と主な取組み

目標1-1

環境保全のための調査・監視・指導

① 環境の調査・監視・指導及び相談対応

- 大気・水質・騒音等の環境調査を行い、環境の現状把握に努める。
- 大気・水質・騒音等に係る市民からの相談に対応し、早期解決に努め市民の生活環境を保全する。
- 光化学オキシダント注意報・警報や、PM2.5（微小粒子状物質）の注意喚起情報が発令された場合は、広く市民に注意喚起する。
- 定期的に雨水を採取し、pH測定を実施し酸性雨の監視を行う。
- 事業所に対し、排水水質の改善について指導を行う。
- 河川水質の監視・事業所に対する指導を行う。
- 地下水水質の調査を行い、汚染の有無等について把握する。



② 総合的な環境保全対策

- 市民の生活環境を保全するため、事業所の新增設等に係る届出の際には公害苦情発生 of 未然防止指導を行う。
- 都市計画法に基づく用途地域による土地利用の誘導により、住宅地と事業所の混在を防止し居住環境を保護する。

目標1-2

快適な生活環境の確保

① 大気汚染・悪臭対策

- 屋外における焼却行為に対する指導や意識啓発を行う。
- 悪臭の発生源に対し、臭気指数規制により指導する。
- 地球環境にやさしいエコドライブを推進する。
- 歩道や自転車道の適切な維持管理に努めるとともに、安全・快適性を高め、自動車利用の削減による環境負荷の低減につなげる。

② 騒音・振動対策

- 事業所の新增設に係る届出及び苦情発生の際、規制値の遵守を指導する。
- 「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、自動車騒音等の監視を行う。



③ 水質汚濁対策

- 市街地や集落に公共下水道を整備する。
- 公共下水道及び農業集落排水区域以外の区域に合併処理浄化槽を設置する際の補助を行う。

④ 事業者への啓発活動

- 磐田市環境保全推進協議会が行う、環境保全に関する啓発活動を支援する。

目標1-3

迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

① 暮らしやすい生活環境の確保

- ごみの不法投棄対策を推進する。
- 土地または建物を清潔に保つため、土地に繁茂する雑草等の適切な管理を促す。
- 飼い犬や飼い猫の適正飼育を推進する。
- 日常生活に伴って発生する騒音または悪臭について、周辺的生活環境への配慮を促す。



② 市・市民・事業者が一体となった環境美化活動の推進

- 環境美化の日を周知し、全市一斉環境美化統一行動を推進する。
- 環境美化指導員を委嘱し、地域における環境美化を促進する。
- 市の道路・河川・公園等の公共スペースの美化活動を市民ボランティアが行う「まち美化パートナー制度」を推進する。

●市民・事業者の主な取組み

	市民	事業者
◆事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生抑制に努める。		○
◆市民からの相談に速やかに改善策を検討・実施する。		○
◆施設の適正管理や使用燃料の改善等を行い、大気汚染の未然防止を図る。		○
◆不適正な焼却炉による焼却や野焼きをしない。	○	○
◆エコドライブを実践し、自動車やバイクなどから発生する騒音・振動を抑制する。	○	○
◆生活騒音等の防止に努める。	○	
◆製造工程等で悪臭が外部に漏れないよう作業場を密閉化するとともに、脱臭設備を設けて、臭いの成分を分解又は除去する。		○
◆公共下水道及び農業集落排水区域内では下水道に速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽への切り替えを図る。	○	○
◆まち美化パートナー制度に参加し、美化活動を行う。	○	○



2 基本方針2 豊かな自然環境を守ります

●基本方針の考え方

本市は森林や海岸、河川、池沼等の自然環境に恵まれ、多様な生態系があり、多くの生きものが生息・生育しています。これらの自然や生きものは私たちの暮らしに潤いや安らぎを与え、経済活動や生活のための基盤としても重要です。そのため、市は恵まれた自然環境を市民共通の財産として守り育て、生物の多様性の確保に配慮し将来の世代に引き継いでいきます。



●市の施策と主な取り組み

目標2-1

森林保全と緑化の推進

① 森林の保全と適正管理

- 森林を適切に整備することを目的に「森林整備計画」を推進する。
- 磐田原台地の斜面樹林地はまちの骨格を形成する緑地・自然地として保全を図る。

② 緑地の保全及び緑化推進

- 総合的かつ計画的な緑化の推進を図るため、「緑の基本計画」を推進する。
- 都市公園等の整備拡充を図り、緑化の向上、憩い空間とふれあいの場の確保を行う。
- 市民が公園を安全・快適に利用できるように長寿命化対策や維持管理を行う。
- 子どもたちに対する健全育成や教育・保育環境の充実のため、保育園、幼稚園、こども園、学校等におけるグラウンドの芝生を維持管理する。

目標2-2

河川・海岸・農地の保全

① 河川の保全・管理

- 河川整備時には、生物に配慮した工法等を推進する。 ■主要河川の除草に努める。
- 自治会等による河川・水路の除草、清掃活動を支援する。
- 水辺の環境保全活動や河川に親しむ啓発活動を推進する。

② 海岸林の保全・海岸美化

- 防潮堤整備について、市民との協働による法面緑化を実施する。
- 御前崎遠州灘県立自然公園の保護及び利用促進に協力する。
- 市民との協働による抵抗性クロマツや広葉樹等の植栽を実施する。
- 海岸林や漁港等でのごみのポイ捨て・不法投棄を防ぐため、監視強化や美化推進により、ごみを捨てにくい環境づくりを行う。



③ 農地の保全・管理

- 「農業振興地域整備計画」の推進により、優良農地を確保する。
- 遊休農地等の有効利用を図る。
- 「鳥獣被害防止計画」に基づき、農作物や生活に害を与える有害鳥獣等への対策を行う。



目標2-3

生物多様性の確保

① 貴重種や外来種等への対応

- 桶ヶ谷沼のベッコウトンボなど、絶滅のおそれのある動植物の保護を図る。
- 市内に生息・生育する絶滅のおそれのある動植物について情報を収集し、市民や事業者に啓発する。
- 外来種に関する情報を収集し、ホームページにおける周知等により市民や事業者へ情報発信する。



② 生息・生育地の保全

- 県と協力し、静岡県自然環境保全地域に指定されている桶ヶ谷沼とその周辺の自然環境を保全する。
- 環境保全団体等と協力し、里山、池沼等、生物の生息生育地の保全を行う。



③ 生息状況調査

- 環境保全団体と協力し、生きものの生息状況等を調査する。

●市民・事業者の主な取り組み

	市民	事業者
◆ボランティアとして間伐・枝打ち・植樹等の森づくりに参加・協力する。	○	○
◆斜面林やその周辺の里山等の適正管理を図る。	○	○
◆公園はマナーを守って大切に利用する。	○	
◆事業所の敷地内や店舗等の緑化を推進する。		○
◆海岸林の適正管理に協力する。	○	○
◆漂着ごみの回収や海岸清掃など美化活動を主催し、積極的に参加する。	○	○
◆自然観察会や体験教室、環境保全講演会等に参加し、生物多様性を大切にする心を育む。	○	○
◆事業所の敷地内にビオトープを造成し、生きものの生息・生育環境の創出に協力する。		○
◆貴重種の捕獲や採取をしない。	○	○
◆野生動植物の生息・生育地にむやみに立ち入らない。	○	○
◆外来種を野外に放したり、持ち込まないようにする。	○	○



3 基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

●基本方針の考え方

自然環境や良好な景観、歴史文化遺産は私たちが快適な暮らしを営んでいくために重要です。市は自然や歴史文化などの特色を活かした暮らしやすいまちづくりを推進していくことにより、地域が魅力的なものとなるよう取り組みます。



●市の施策と主な取り組み

目標3-1 人と自然とのふれあい活動の場の創出・活用

① 自然とのふれあいの場の整備・活用

- 桶ヶ谷沼に生息する動植物を対象とした自然観察会を実施する。
- 自然を活かした憩いの空間、ふれあいの場を整備する。
- 地域や学校、保育園、幼稚園、こども園、事業者、環境保全団体などと連携した自然体験教室の開催により自然の恵みを活用する。



② エコツーリズムの推進

- 自然とふれあえる観光ルートを発掘・整備する。
- グリーンツーリズムを推進するため、農林水産業体験ができる環境・施設の整備を支援する。
- 市民農園の利用を促進する。



目標3-2 周辺と調和した良好な景観の保全・創出

① 景観形成の推進

- 開発や建築行為に対して、景観計画に基づく届出制度により良好な景観の誘導を図る。
- 屋外広告物について、周辺の街並みとの調和に配慮するよう誘導を図る。



② 市民等と市の協働による景観形成

- 地域固有の景観づくりを促進していくため、景観条例に基づく表彰制度を活用する。
- 市民をはじめ市民活動団体や事業者および市のそれぞれが、景観形成における役割を認識し、協力を深めながら、一体となって良好な景観形成に努める。



目標3-3

歴史文化とふれあう機会の創出・活用

① 歴史文化遺産の保全

- 国指定文化財をはじめとする各種文化財の整備及び保存活用を図る。
- 市民の郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的遺産の保護顕彰に努める。



② 歴史文化遺産の活用

- 歴史・郷土資料等の展示、地域史の紹介を通じて、歴史・文化の継承や学習に活用する。
- 地域の歴史文化への関心を高めることで、地域への愛着につながるよう広報活動や文化財の公開、学習会等を充実させる。



●市民・事業者の主な取組み

	市民	事業者
◆自然観察会や体験教室、講演会、シンポジウムなどに参加する。	○	○
◆体験型観光・農林水産業体験・森林教室等を企画・実施する。		○
◆体験型観光・農林水産業体験・森林教室等に参加する。	○	
◆市民農園を積極的に利用する。	○	
◆敷地内の巨樹や古木等を保全する。	○	○
◆地域特性を活かした良好な景観形成を進める。	○	○
◆良好な景観形成の大切さについて理解を深める。	○	○
◆住宅や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状等を景観に配慮したデザインとする。	○	○
◆身近にある文化財等の歴史文化遺産の保護・保全に努める。	○	○
◆地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承していく。	○	



4 基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

●基本方針の考え方

環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。市は資源の循環、ごみの減量と再資源化、水資源の適正利用等が促進するための取組みを行います。



●市の施策と主な取組み

目標4-1

3Rの推進・廃棄物の適正処理

① 総合的な廃棄物対策や啓発の推進

- 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量及び再資源化を計画的に進める。
- 環境マネジメントシステム「エコアクション21」の取組みによりごみや紙使用量の削減等を推進する。

② 3Rの推進

- 持続可能な資源循環型社会の定着を図るため、3Rの取組みを推進する。
 - ・発生抑制（Reduce：リデュース）
 - ・再使用（Reuse：リユース）
 - ・再生利用（Recycle：リサイクル）

③ ごみの適正処理

- わかりやすい分別ガイドブック、ごみカレンダー、ごみ分別アプリなどを活用して市民への意識啓発を行う。
- 廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設の整備・管理を計画的に進める。



④ 不法投棄の防止

- 不法投棄パトロールの実施及び原因者特定の調査を行い、再発防止策を講じる。
- 監視カメラの設置、不法投棄防止看板の設置や貸与、啓発活動等を行う。
- 警察や関係自治体との連携を強化し、不法投棄の監視指導を行う。

目標4-2

グリーン購入・地産地消等の推進

① グリーン購入の推進

- グリーンマーク、エコマーク製品の購入を行うなど、グリーン購入の推進を図る。

② 地産地消の推進

- 学校や保育園、幼稚園、こども園等の給食において地場産物を積極的に用いる。
- 地場産品ふれあい施設の運用や地場産物の消費促進を図り、地産地消を推進する。
- 森林資源の循環利用促進のため、木材の地産地消を進める。

③ 環境にやさしい消費行動の推進

- 環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を消費者団体と協働で実施する。



目標4-3

水循環の確保

① 水資源の計画的利用

- 「水道事業ビジョン」を推進し、水資源の計画的な利用を行う。
- 計画的に老朽管更新を実施し、無効水量（漏水量）の減量を図る。

② 総合的な地下水の保全

- 「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水採取の適正化の推進及び地下水源の保全を図る。



③ 雨水浸透及び水源かん養の促進

- 道路や公園の整備に雨水浸透施設（舗装、排水路等）を導入する。
- 水源かん養機能を保全するため、適正な森林の保全・管理の支援を行う。

●市民・事業者の主な取組み

	市民	事業者
◆ごみの分別と排出方法を守り、再資源化に努める。	○	○
◆レジ袋削減のために、マイバッグ運動への協力や簡易包装を行う。	○	○
◆食材の使い切りや食べ残しの削減、生ごみの水切りを行う。	○	○
◆事業活動に伴い発生した廃棄物はマニフェスト制度に従い、最終処分まで責任を持って処理する。		○
◆産業廃棄物管理責任者の設置や処理委託先の実施確認等を行う。		○
◆不法投棄がされにくい清潔な環境を維持する。	○	○
◆詰め替えや長寿命商品等、環境にやさしい製品やサービスを選ぶ。	○	○
◆地元産の農作物を積極的に活用し、地産地消に努める。	○	○
◆家庭、事業所内での節水に心がける。	○	○
◆雨水貯留施設を設置し、植木や草木への散水等に使用する。	○	○

ごみを出す前に3Rを!

皆さんがふだん何気なく捨てているものの中には、ひと手間かければリサイクルできるものがたくさん入っています。ごみを減らす為に「3R」を実践しましょう。

<p style="text-align: center;">リデュース Reduce 発生抑制</p> <p style="text-align: center; background-color: white; color: #e91e63; padding: 2px;">まずは、ごみになるものを減らしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使い捨てをしない ●余分なものはもらわない ●買い物にマイバッグを持参する ●詰替用の商品を使う ●買いすぎ、作りすぎ、食べ残しをなくす 	<p style="text-align: center;">リユース Reuse 再利用</p> <p style="text-align: center; background-color: white; color: #2e7d32; padding: 2px;">つぎに、ものを繰り返し大切に使いましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不要になってもまだ使えるものは欲しい人に譲る ●リサイクルショップなどを利用する 	<p style="text-align: center;">リサイクル Recycle 再生利用</p> <p style="text-align: center; background-color: white; color: #ff9800; padding: 2px;">そして、再び資源として利用しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●混ぜれば“ごみ”、分ければ“資源”正しく分別する ●地域の資源集団回収に出す ●スーパーなどの店頭回収に出す
---	--	---



5 基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます

●基本方針の考え方

深刻化する地球温暖化の主な原因は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に伴う電気、ガス、石油等の使用によるエネルギー消費が積み重なって生じたものです。

そのため、市は市民や事業者が、地球温暖化等の環境問題を理解できるように啓発するとともに、地球環境保全に向けた取り組みを行います。



●市の施策と主な取り組み

目標5-1

省エネルギーの推進

① 総合的な地球温暖化対策の推進

■「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、公共施設から発生する温室効果ガスを削減する。

■環境マネジメントシステム「エコアクション21」に基づく取り組みを行う。

② 公共施設での省エネルギー対策

■公共施設において、高効率機器の導入や緑のカーテンの設置を推進する。

■市役所や出先機関等においてクールビズやウォームビズに
取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努める。

③ 家庭や事業所の省エネルギー対策

■事業所における環境マネジメントシステムの導入促進を図るため、「エコアクション21」認証取得や認証更新を支援する。

■アース・キッズ事業により、家庭での省エネルギーの取り組みを推進する。



④ 交通の省エネルギー対策

■公共交通機関の積極的な活用に関する呼びかけなどを実施するとともに、市職員がノーカーデーの取り組みを実施する。

■公用車の購入・買い替え時には、低燃費・低排出ガス認定自動車など低公害車を購入する。

■デマンド型乗合タクシーの利用促進を図る。

目標5-2

地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及促進

① 再生可能エネルギーの導入

■公共施設において、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用を行う。

■住宅用太陽光発電システムや住宅用太陽熱利用システム、家庭用蓄電池等、家庭で活用できる再生可能エネルギー設備の設置を促進する。

■ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを発電や給湯等に有効利用する。





目標5-3

低炭素型社会の推進

① 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進

- 新しい技術を活用した次世代型農水産業を支援する。
- 新たな電力需給システムを構築し、環境負荷の低減に寄与する地産地消型エネルギー供給事業に取り組む。
- 事業者との共同研究による新エネルギー導入の検討を行う。

② 低炭素なまちづくりの推進

- 「スマートハウス」や「スマートコミュニティ」普及のための施策を検討する。
- 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」型の都市づくりを進める。
- EV（電気自動車）などの次世代自動車の普及促進に努める。



③ フロン類対策の推進

- 公共建築物内の機器の定期的な点検等を促進することで漏えい防止を図る。
- 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づく取組みを事業者に周知するため啓発を行う。

●市民・事業者の主な取組み

	市民	事業者
◆住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池、住宅用太陽熱利用システムなどを導入する。	○	
◆こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らす。	○	○
◆「エコアクション 21」などの環境マネジメントシステムの取得に取り組む。		○
◆再生可能エネルギー施設の見学等を行い、理解を深める。	○	○
◆高効率照明（LED など）や高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器）等の省エネルギー設備を積極的に取り入れる。	○	○
◆クールビズやウォームビズに取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努める。	○	○
◆外出時にはマイカーの使用を控え、バスや鉄道等の公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がける。	○	○
◆アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心がけるなどのエコドライブを実践する。	○	○
◆スマートハウスの導入の検討、普及啓発をする。	○	○
◆次世代自動車（EV、PHV、燃料電池自動車など）の導入をする。	○	○



6 基本方針6 環境教育を推進します

●基本方針の考え方

環境問題の解決には、市・市民・事業者が人と環境との関わりなどについて基本的な知識を学び、その理解を深め、環境に対する意識の醸成を行うことが必要不可欠です。そのため、市は地域や学校、保育園、幼稚園、こども園等、幼児から大人まで幅広く環境教育や環境保全活動の推進を図ります。



●市の施策と主な取組み

目標6-1 環境教育の推進

① 学校や保育園、幼稚園、こども園、地域等における環境教育

- 総合的な学習の時間や各教科の時間を利用し、環境教育を広く取り入れ発達段階において環境について考察し、判断する力を育てる。
- 保育園、幼稚園、こども園において自然とのふれあい体験を推進し幼児期から自然を大切にすることを育む。
- 緑のカーテンや太陽光発電設備等を題材に環境保全や環境負荷低減のための取組みについて理解を深める。
- 「第3次食育推進計画」に基づき、食を通して環境にやさしい心を育む食育に関する取組みを推進する。



② 環境体験学習の推進

- 桶ヶ谷沼ビジターセンターや竜洋昆虫自然観察公園、いわたエコパーク、ひょうたん池、大池等を環境教育の拠点として活用する。
- 市民や事業者を対象とした環境保全講演会を開催する。
- 環境保全団体等のネットワーク化を図る。
- 学校、保育園、幼稚園、こども園と環境保全団体等との協働のためのマッチングを支援する。



目標6-2 環境保全活動の推進

① 各主体の環境保全活動の推進

- 「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムの認証取得等を支援し、省エネルギーの啓発を図る。
- 磐田市環境保全推進協議会における環境保全活動を支援する。
- 市民や環境保全団体が行う環境教育や環境保全活動を支援する。





目標6-3

環境情報の活用と協働による環境施策の推進

① 環境情報の積極的な提供・活用

- 本市の環境に関する取組みについてホームページなどで積極的に公開する。
- 市民や環境保全団体、事業者、学校、保育園、幼稚園、こども園等の環境教育や環境に関する取組みについての情報を広く収集し広報する。
- 市ホームページや広報いわたなどに加えて、情報発信技術を活用し市民や事業者が利用しやすい効果的な情報発信を行う。

② 環境基本計画の推進・見直し

- 市・市民・事業者の協働により第2次環境基本計画を推進し、定期的に見直しを行う。
- 第2次環境基本計画の年次報告書を作成し、進捗状況を毎年度公開する。

③ 協働による環境施策の推進

- 環境市民会議を開催し、環境施策等への提言や協力を仰ぐ。
- 人や社会・環境に配慮した新たな環境施策について検討し、日常生活での浸透を深めるため啓発に取り組む。
- 環境保全団体等と協働し、家庭や地域における啓発に努め市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう推進する。



●市民・事業者の主な取組み

	市民	事業者
◆自然観察会や体験教室、環境保全講演会等に積極的に参加する。	○	○
◆環境に関心を持ち、生涯を通じて環境教育・環境学習に取り組むよう心がける。	○	○
◆従業員に対する環境教育を行う。		○
◆学校や保育園、幼稚園、こども園等の環境教育の取組みに協力し、資料提供・講師派遣や施設見学等を実施する。		○
◆環境についての情報を広く収集し、情報提供に協力する。	○	○
◆環境保全団体に参加する。	○	○
◆環境市民会議に参加する。	○	○
◆環境基本計画に関心を持ち、市民や事業者の取組みを実践する。	○	○



7 環境指標一覧

基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります

環境指標	指標の内容	現状 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)
水質に係る 環境基準達成率	河川（環境基準の類型指定がある地点）における BOD に関する環境基準を達成した測定地点の割合 ※BOD（生物化学的酸素要求量）	100%	100%
大気に係る 環境基準達成率	二酸化硫黄（SO ₂ ）、二酸化窒素（NO ₂ ）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）に関する環境基準を達成した測定地点の割合	100%	100%
汚水処理人口 普及率	し尿・生活雑排水の処理人口 （公共下水道＋農業集落排水＋合併処理浄化槽）／住民基本台帳登録人口	88.8%	93.48% (H33)

基本方針2 豊かな自然環境を守ります

環境指標	指標の内容	現状 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)
市民一人当たりの 都市公園等面積	都市公園等の市民一人当たりの確保量 ※都市公園等：都市公園、民間開発等により開設された公園、交流センター、学校等のグラウンド、市民農園等 ※目標値は「磐田市緑の基本計画」に準ずる	15.52 m ²	※ 21.27 m ² (H38)
市内の 耕作放棄地面積	市内における耕作放棄地の面積 ※耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、農家が今後数年の間に再び耕作する意欲のない農地（田畑、果樹園）	98.33ha	93.0ha
ベッコウトンボ 定量調査発生数	ベッコウトンボ個体数調査で確認された頭数 ※ベッコウトンボ：環境省第4次レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類に指定されており、自然環境保護のシンボルとして磐田市の昆虫として選定されている	253頭	200頭 以上



基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

環境指標	指標の内容	現状 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)
自然観察会等への参加人数	自然観察会や体験教室、環境保全啓発行事等への参加人数	586人	700人
歴史文化とふれあう市の施策に「満足」している市民の割合	普及啓発のための企画展等で実施するアンケート調査において、「満足」「良かった」等肯定的な回答の割合	83.8%	90.0%以上
文化財関係施設への入館者数	旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・竜洋郷土資料館・豊岡農村民俗資料館の入場者数の合計／年	41,010人	48,500人 (H33)

基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

環境指標	指標の内容	現状 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)
1人1日当たりごみ排出量	一般廃棄物総排出量／365日／人口 (※資源集回収量を含まない) ※一般廃棄物：家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ	697g ／人・日	685g ／人・日 (H33)
地場産物を使用する割合	学校給食における地場産物を使用する割合 (使用している品目数／全体品目数)	16.3% (H29)	20.0% (H35)
上水道有効率	有効水量(有収水量＋無収水量)／総給水量 ※有収水量：料金の対象となった水量 ※無収水量：料金徴収の対象とならないが、有効に利用された水量(消火栓等)	86.9%	88.1%



基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます

環境指標	指標の内容	現状 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)
公共施設からの温室効果ガス削減率	市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガス排出量の削減率（対平成24年度比） ※目標値は「磐田市地球温暖化実行計画（事務事業編）」に準ずる	8.1%	※ 4.7% (H30)
エコアクション21 認証登録の継続	市における環境マネジメントシステム「エコアクション21」認証登録の継続 ※エコアクション21：環境省が策定したあらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組むための仕組み	認証登録を継続	認証登録を継続
住宅用太陽光普及率	太陽光発電設備（10kw未満）導入件数／世帯数 ※静岡県は、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」で住宅用太陽光普及率10%（2020）を目標値として掲げている	8.3%	12.0%

基本方針6 環境教育を推進します

環境指標	指標の内容	現状 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)
環境教育に取り組む学校の割合	地球温暖化防止に関することなど環境教育に取り組んでいる小学校の割合 ※対象：公立小学校	100%	100%
学校給食における残菜量	小学校及び中学校における学校給食1回当たりの残菜量の合計 ※対象：公立小学校及び中学校	6.6 kg/回	6.0 kg/回
協働による環境教育に取り組む園の割合	環境保全団体や地域と協働で環境教育に取り組んでいる保育園、幼稚園、こども園の割合 ※対象：公立保育園、幼稚園、こども園	92.9%	100%



第5章 計画の推進方法

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、市・市民・事業者の各主体がお互いの役割を理解し、自発的に行動していくことが必要です。また、地域組織や市民活動団体・NPO などとの連携も必要です。さらに、各主体の代表者で組織する環境市民会議や庁内の横断的な推進組織、周辺市町・県・国等との連携・協力により、計画の推進を図っていきます。

市

- ・第2次環境基本計画で定めた目標達成に向け、施策の推進を図ります。
- ・計画の推進状況について市の取組みを中心に把握し、点検・評価、見直しや取組み結果を公表します。
- ・各種施策や事業を実施する際には、環境への配慮を行います。また、市民や事業者の取組みに対する支援等を行います。

市民・事業者

■市民

市民は、市民の取組みを積極的に行うとともに、市の施策や事業に協力します。また、地域組織や市民活動団体等の活動に参加し、市民の自主的・主体的なまちづくりを推進していくことが望まれます。

■事業者

事業者は、事業者の取組みを積極的に行うとともに、市の施策や事業に協力します。また、企業の社会的責任（CSR）の考えのもと、積極的に環境保全活動を行い、さらに拡大していくことが望まれます。

■地域組織・市民活動団体

地域では、自治会等による美化活動などが活発に行われており、これらの活動が継続されることが望まれます。また、市民活動団体は、主導的な立場で環境保全活動の推進に当たることが期待されます。

環境市民会議

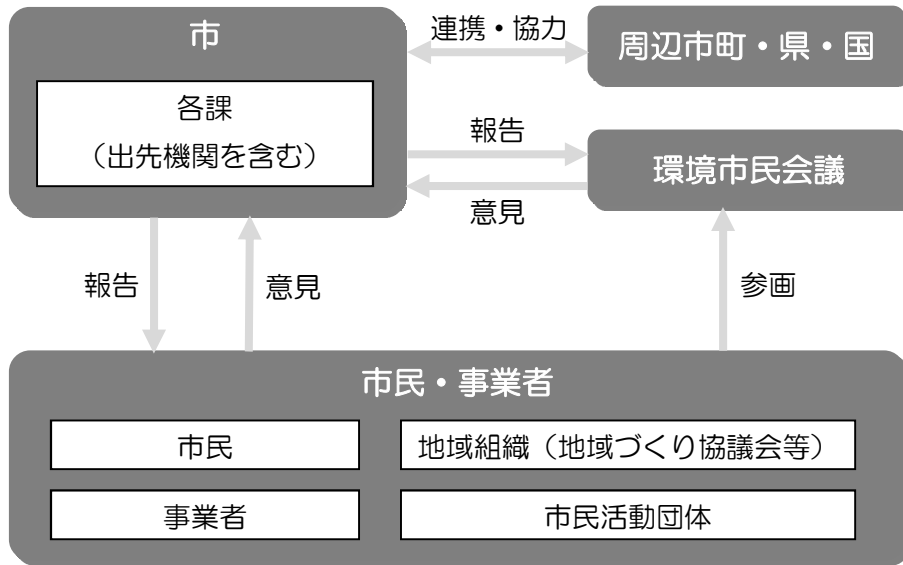
市は、磐田市環境基本条例に基づき、環境市民会議を設置します。環境市民会議では、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議します。なお、環境市民会議は市民や事業者、環境保全団体や学識経験者などの代表者20名以内で組織します。

周辺市町・県・国

環境問題の解決には、広域的な取組みとともに専門的・技術的な知見が必要となることから、周辺市町や県、国等との連携・協力を努めていきます。



●計画の推進体制



2 進行管理

計画を着実に推進していくためには、施策や取組みの進捗状況を定期的に把握・評価していく必要があります。

計画の推進を図り、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

■計画：Plan

市は市民や事業者の意見を計画策定や計画見直し時に広く取り入れ、取組みの方針や具体的事業の決定を行います。

■実行：Do

市は各施策・事業の推進を図ります。また、市、市民、事業者が一体となって計画を推進します。

■点検：Check

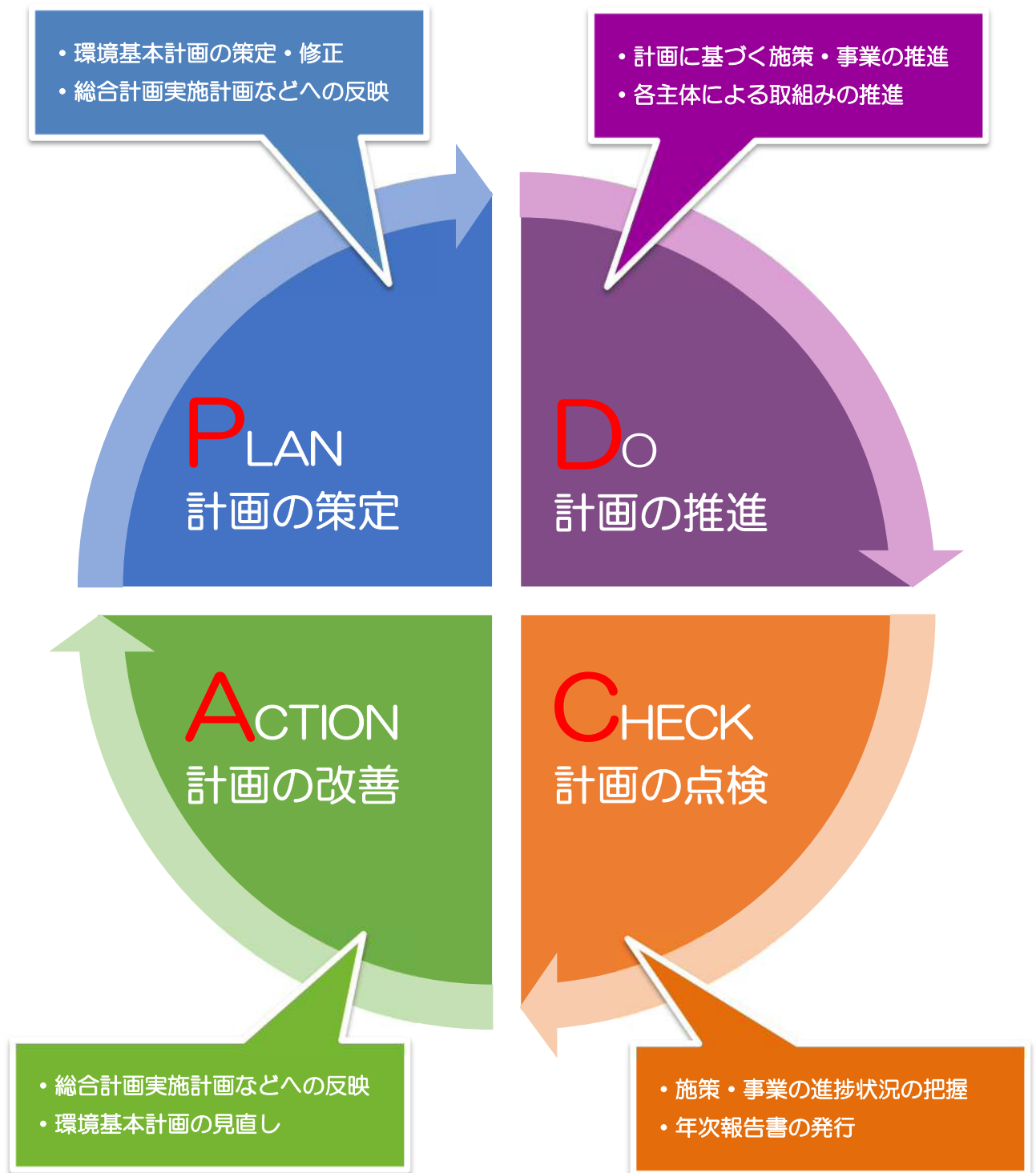
市は目標の達成状況、各施策・事業等の実施状況を取りまとめ、年次報告書を作成しホームページなどで公表します。また、環境市民会議において点検・評価し、次年度以降の改善事項等について審議します。

■改善：Action

環境市民会議における点検・評価等を踏まえ、市は施策・事業計画の見直しを行います。また、計画期間終了時には本計画の成果や課題を踏まえて、計画全体を見直します。



● 計画の進行管理



資料編

資料1	条例・規程	31
資料2	磐田市環境市民会議委員名簿	36
資料3	策定経過	36
資料4	用語解説	37

資料1 条例・規程

■磐田市環境基本条例

平成17年12月22日

条例第273号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第9条）

第3章 重点的に推進すべき施策（第10条—第15条）

第4章 効果的な推進のための施策（第16条—第24条）

第5章 環境市民会議（第25条—第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

私たちのまち磐田市は、斜面林に囲まれる磐田原台地を中心に、北に森林地帯、西に天竜川、東に太田川を配し、南の遠州灘に臨む、豊かで多様な自然に恵まれ、日本一のトンボの宝庫である桶ヶ谷沼に象徴されるような身近に自然とふれあえる優れた環境を有しています。

しかし、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、自然の再生能力や浄化能力を超えるような環境への負荷を与え、地球の環境にまで大きな影響を及ぼしています。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、私たちが健康で文化的な生活を営む上での最重要課題であり、また、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、自然の恵みなしに生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければなりません。

私たちは、地球的視野に立った環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられ
る影響であって、環境の保全上の支障の原因となる
おそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温
暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生
生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な
部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全で
あって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健
康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動そ
他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大
気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水
底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒
音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の
掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健
康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産
並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその
生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念
にのっとり推進しなければならない。

(1) 市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠
くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、
これを将来の世代に継承すること。

- (2) 人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むこと。
- (4) 地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、環境への負荷の低減に努めるとともに、その施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。
- 4 市は、広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体に協力を求め、又はその協力の求めに応じ、その施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の

支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となったときは、再資源化等適正な処理が図られるように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定する。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、市、市民及び事業者が配慮すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、第25条の磐田市環境市民会議の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映するよう努めなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本

計画との整合を図らなければならない。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年度、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 重点的に推進すべき施策

(健康の保護及び生活環境の保全)

第10条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第11条 市は、水辺、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮するものとする。

(快適な環境の創造等)

第12条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等を図ることにより、市の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かなふれあいを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現)

第13条 市は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市民及び事業者による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国

際協力の推進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の振興)

第15条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、又はその活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、家庭、学校、職場、地域等において、有機的な連携の下に推進されるよう努めるものとする。

第4章 効果的な推進のための施策

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮が推進されるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第18条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動並びに環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設の整備等の推進)

第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化の推進、再生資源の回収、地下水の保全その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第 22 条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第5章 環境市民会議

(設置)

第 25 条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、磐田市環境市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 26 条 市民会議は、第7条第3項に規定する意見を行うほか、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議する。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、環境の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 27 条 市民会議は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することを妨げない。

(委任)

第 28 条 この章に規定するもののほか、市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

■磐田市環境基本計画策定委員会規程

平成 18 年 8 月 9 日訓令第 19 号

改正

平成 19 年 3 月 27 日訓令第 2 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 8 号

平成 23 年 3 月 24 日訓令第 2 号

平成 26 年 3 月 24 日訓令第 2 号

平成 29 年 3 月 29 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 磐田市は、磐田市環境基本条例(平成 17 年磐田市条例第 273 号)第7条に規定する磐田市環境基本計画を策定するため、磐田市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、磐田市環境基本計画の策定案に関する総合調整を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、環境水道部長、秘書政策課長及び環境課長並びに課長の職にある者のうち市長が指名したものををもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

3 委員長は環境水道部長を、副委員長は秘書政策課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が

議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(補助機関)

第6条 委員会にその補助機関として、磐田市環境基本計画策定作業部会を置く。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境水道部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日訓令第 2 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合にあっては、改正前の磐田市職員懲戒等審査委員会規程、改正前の磐田市職員倫理規程、改正前の磐田市行財政改革推進本部規程、改正前の磐田市総合計画策定委員会規程、改正前の磐田市職員の公益通報に関する規程、改正前の磐田市環境基本計画策定委員会規程、改正前の磐田市情報化推進本部規程の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の磐田市職員懲戒等審査委員会規程第 3 条第 2 項、改正前の磐田市職員倫理規程第 11 条第 4 項、改正前の磐田市行財政改革推進本部規程第 3 条第 2 項、改正前の磐田市総合計画策定委員会規程第 3 条第 1 項及び第 3 項、改正前の磐田市職員の公益通報に関する規程第 6 条第 3 項及び第 4 項、改正前の磐田市環境基本計画策定委員会規程第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに改正前の磐田市情報化推進本部規程第 3 条第 2 項中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 24 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 29 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

資料2 磐田市環境市民会議委員名簿

No.	氏名	所属・役職等	備考
1	佐藤 和美	静岡産業大学 経営学部 教授	会長
2	杉浦 聖	磐田市自治会連合会 副会長	副会長
3	川島 あつ江	いわた消費者協会 会長	
4	諸井 康代	平成27年度 緑のカーテンコンテスト参加者	
5	安藤 浩子	市民代表	
6	安間 真由美	市民代表	
7	鈴木 昇	市民代表	
8	松尾 陽子	市民代表	
9	村田 慎哉	株式会社プリチストン 磐田工場 総務・環境保全課	
10	今泉 佳代	磐田商工会議所	
11	松本 和也	遠州中央農業協同組合 見付支店 基幹支店長	平成28年度
	鳥山 博好		平成29年度
12	出羽 正二	磐田市環境保全推進協議会 会長	
		株式会社河合楽器製作所 竜洋工場 工場長	
13	今村 信大	桶ヶ谷沼を考える会 理事長	
14	豊田 榮	環境を考える会 せせらぎ 代表	
15	清 真人	静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課 課長代理	

資料3 策定経過

会議等の名称	日程	主な検討内容
環境市民会議	平成29年3月16日	第1次環境基本計画の評価と検証
第1回策定委員会	平成29年5月19日	策定工程、策定方針等の検討
第1回策定作業部会	平成29年5月26日	策定工程、策定方針等の検討
第2回策定作業部会	平成29年7月	計画(素案)【抜粋】の検討
第2回策定委員会	平成29年8月3日	計画(素案)【抜粋】の検討
環境市民会議	平成29年8月24日	計画(素案)【抜粋】に対する意見について
第3回策定作業部会	平成29年10月	計画(案)の検討
第3回策定委員会	平成29年11月9日	計画(案)の検討
環境市民会議	平成29年11月14日	計画(案)に対する意見について
パブリックコメント の実施	平成29年12月25日 ～平成30年1月25日	第2次磐田市環境基本計画(案) (環境課窓口、市ホームページで閲覧)
環境市民会議	平成30年3月13日	計画(案)に対する意見について
計画の策定	平成30年3月	

資料4 用語解説

あ行

■アイドリングストップ

大気汚染や騒音の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐停車時における不必要なエンジンの使用を止めること。

■アース・キッズ事業

子ども達がリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組む実践型教育プログラムのこと。小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などを活用し各小学校と静岡県、各市町が連携・協力して実施する。

■一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、市内で発生する一般廃棄物の処理・処分についての基本的な事項を定めた計画。

■磐田市迷惑防止条例

迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的に、平成26年に制定（平成26年磐田市条例第32号）。

■雨水浸透施設

地表面の舗装化が進む都市部などにおいて、雨水の地下浸透を促す施設をいい、浸透枡、透水性舗装、浸透池などが挙げられる。河川への雨水流出量の抑制、地下水のかん養、地盤沈下の抑制、街路樹の保護・育成といった効果をもつ。

■エコアクション21

中小事業者等の環境への取組みを支援するとともに、その取組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取組むことが規定されている。

■エコツーリズム

自然や文化などの環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶスタイルの観光形態。環境と経済の好循環をもたらす取組みとして注目されている。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

■桶ヶ谷沼ビジターセンター

桶ヶ谷沼の自然環境を保全するとともに、自然環境や自然を利用した体験学習活動を行い、自然保護意識の啓発を図ることを目的に、平成16年に設置された施設。桶ヶ谷沼での保全活動・調査研究・教育研修活動・情報発信の拠点として利用されている。場所は磐田市岩井。

■温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

か行

■外来種

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起り得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種のこと。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄

化槽に比べ水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■家庭用蓄電池

蓄電池とは放電後に再び充電して反復使用できる化学電池で、二次電池ともいう。本市での家庭用蓄電池とは充電することによって蓄えられた電気を分電盤を通じて住宅の内部で用いる蓄電池を指す。

■環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■環境基本計画

「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取組みを長期的目標に掲げ、平成24年4月には第四次環境基本計画が閣議決定された。

■環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境教育

「環境教育等促進法」において「環境教育」は持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域そ

の他あらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義される。本市が進める環境教育とは、市民や事業者などが環境問題に関心を持ち、環境に対する責任を理解し、環境保全活動への参加や環境問題を解決するための行動を促すものと捉えている。

■環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。例えば、排出された窒素酸化物などの大気汚染物質、油などの水質汚濁物質、二酸化炭素などの温室効果ガスをいう。

■環境マネジメントシステム（EMS）

EMS(Environmental Management System)の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みを指す。

■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

■貴重種

天然記念物や希少野生動植物種、レッドリスト・レッドデータブックの絶滅危惧種などに指定されている生物種のこと。

■グリーン購入

製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が平成17年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素など

の温室効果ガスを削減するため、暑い時はノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

■景観計画

景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。

■光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾンなどの酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器に比べて設備率は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

■耕作放棄地

作物が 1 年以上作付けされず、農家が今後数年の間に再び耕作する意志のない農地（田畑、果樹園）。

さ行

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用することにより生じるエネルギーの総称。

■里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成され

る。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里山の消失や質の低下が問題となっている。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められたもの。

■酸性雨

工場や自動車などから排出された硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）が雨に取り込まれることにより酸性化したもので、通常 pH（水素イオン濃度）5.6 以下の雨をいう。

■静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成 9 年 3 月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、最新では、平成 28 年 3 月に「改定版第 3 次静岡県環境基本計画」が策定された。

■静岡県自然環境保全地域

静岡県自然環境保全条例（昭和 48 年 3 月 23 日制定）に基づく保全地域。優れた天然林、特異な地形地質や自然現象、動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸・湖沼・湿原・河川、植物の自生地・野生動物の生息地などを対象に知事が指定する。

■自然公園

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、同法に基づく条例により都道府県が指定する都道府県立自然公園の 3 種類の公園の総称。

■持続的発展が可能な社会

環境と関わりを有する人間活動の総体としての社会一般のあり方を示したもの。ここでいう「発展」の主体は「社会」であり、社会全体がよりよい方向に向かうことを目指すものである。すなわち、今までの使い捨て社会ではなく循環を基調とする社会（循環型社

会)を指し、その社会経済システムを実現することによって、将来の世代が自らの欲求(良好な環境、資源)を充たす能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を充たすような開発(経済発展)が進められる社会のことをいう。

■臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数規制を導入する自治体が増えている。

■循環型社会

廃棄物の発生を抑え(リデュース)、使用済み製品がリユース・リサイクル・熱回収などにより適正かつ循環的に利用され、その他については適正処分によって、天然資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り少なくする社会。

■食育

食に関する様々な体験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きなどをいう。

■スマートコミュニティ

再生可能エネルギーなどの分散型エネルギーを使いながら、ITや蓄電池などの技術も活用し、エネルギー需給を総合的に管理する社会システム。

■スマートハウス

太陽光発電や蓄電池などのエネルギー機器や電化製品、住宅機器などをコントロールして二酸化炭素排出の削減を実現する省エネ住宅のことを指す。

■3R(スリーアール)

発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生使用(リサイクル:Recycle)という循環型社会形成のための3つの言葉を英単語にし、その頭文字の「R」をとったもの。

■生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念。地球上に生物が誕生し、その生物の進化に伴って増してきた多様性が、人間活動によって失われてきている。これに対応するものとして「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」や「生物多様性に関する条約」などが締結されている。

■潜熱回収給湯器

従来型給湯器の一次熱交換器に加え、二次熱交換器を設置し、排気ガスから潜熱を回収することで、効率を向上させた給湯器。従来のガス給湯器では排気ロスとなっていた潜熱(水蒸気として大気に放出されていた熱)を回収できるため、約80%が限界だった給湯効率を95%までに向上させている。

た行

■地域づくり協議会

地域課題への対応、地域活動の企画や効率的な運営を担い、組織を構成する団体や地域住民が連携した活動を通して、役員の負担軽減や担い手不足の解消につながる取組みを推進する組織。

■地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気に増加することによって地球の気温が上がる現象をい

う。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画(事務事業編)であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

■地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域で生産されたものをその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されている。

■鳥獣被害防止計画

鳥獣被害防止特別措置法（平成20年2月施行）の第4条第1項に基づく計画。市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産大臣の策定する基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができる。計画には、対象鳥獣の種類や計画期間、基本方針、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、実施体制、捕獲等をした対象鳥獣の処理などについて記載する。

■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車のほか、エンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車などが含まれる。最近では一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ばれる。

■低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

■デマンド型乗合タクシー

利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応えるタクシー。予約により、乗車場所、目的地まで向かう。乗合なので、ほかにも同じ便に予約した人がいれば道順に回って目的地まで運行する。なお、乗車場所、目的地をあらかじめ定める事により、一般タクシーと区別を図る。

な行

■二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■野焼き

法律で認められた方法以外でものを燃やす行為をいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどのごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

は行

■廃棄物

廃棄物処理法「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資

源ごみなどにも分けられる。

■パリ協定

2015年パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で京都議定書に変わって採択された協定。パリ協定には、先進国だけが削減の義務を負うことになっていた京都議定書と異なり、それぞれの国・地域の能力に応じて温暖化ガス排出削減の責務を担うことになっている。

■ビオトープ

生物を表す「ビオ」と場所を表す「トープ」を組み合わせたドイツ語の造語で、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の1千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

■ヒートポンプ給湯器

気体（冷媒）を圧縮すると温度が上昇し、減圧すると温度が下がる原理（ヒートポンプ）を利用した給湯器。大気の熱を熱源として、コンプレッサーや熱交換器のファンに使った電気エネルギーの3倍以上の熱エネルギーを取り出すことができるので、大変効率が良く、地球温暖化防止技術として注目されている。

■不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物処理法「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■フロン類

炭化水素に塩素やフッ素が結合した化合物の総称。クロロフルオロカーボン(CFC)はメタン、エタンなどの水素を塩素やフッ素で置換した極めて安定な物質で、洗剤や発泡剤等に広く用いられたが、オゾン層を破壊することが分かり、全廃が決定された。

■ベッコウトンボ

平成21年2月1日に磐田市の昆虫に制定されたトンボ。国内希少野生動植物に指定されており羽の模様と体色がベッコウ色をしている。ベッコウトンボは桶ヶ谷沼を代表するトンボで、桶ヶ谷沼は本州で最東端のベッコウトンボ生息地であり、国内では唯一の安定した多産地といわれている。

ま行

■マイバッグ運動

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグを持参する運動。環境省などが運動を展開している。

■まち美化パートナー制度

身近な公共空間である道路、河川、公園など公共施設の清掃や管理を、市民等と行政とのパートナーシップ（協働）で行う制度のこと。

■マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容どおりの処理が適正に行われたことを確認するた

めの制度。平成 10 年 12 月からは、従来の複写式伝票に加えて、電子情報を活用する電子マニフェスト制度が導入された。

■緑の基本計画

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の略称で、そのまちの将来の緑のあるべき姿とそれを実現させる方法を示すもの。平成 6 年 6 月の都市緑地保全法改正に伴って創設され、市町村に策定することが義務付けられた。

ら行

■リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

■リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

■レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか地方公共団体や NGO などが作成している。

アルファベット

■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど有機物による汚

濁の程度が高い。

■COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

■EV（電気自動車）

EV とは、Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車という。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、EV が注目を集めている。

■NPO（特定非営利活動団体）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。まちづくり、環境、教育などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

■PDCA サイクル

業務プロセス管理手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

メモ欄



第2次環境基本計画 環境指標の進捗状況（H30年9月末）

環境指標	担当課	指標の内容	(2022)	(2016)	(2017)	(2018)
			H34 目標値	H28 達成状況	H29 達成状況	H30.9月末現在 達成状況
基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります						
水質に係る環境基準達成率	環境課	河川（環境基準の類型指定がある地点）におけるBODに関する環境基準を達成した測定地点の割合 ※BOD（生物化学的酸素要求量）	100%	100%	100%	—
大気に係る環境基準達成率	環境課	二酸化硫黄（SO ₂ ）、二酸化窒素（NO ₂ ）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM _{2.5} ）に関する環境基準を達成した測定地点の割合	100%	100%	100%	—
汚水処理人口普及率	下水道課	し尿・生活雑排水の処理人口（公共下水道＋農業集落排水＋合併処理浄化槽）／住民基本台帳登録人口	93.48% (H33)	88.80%	89.40%	—
基本方針2 豊かな自然環境を守ります						
市民一人当たりの都市公園等面積	都市整備課	都市公園等の市民一人当たりの確保量 ※都市公園等：都市公園、民間開発等により 開設された公園、交流センター、学校等のグラウンド、市民農園等※目標値は「磐田市緑の基本計画」に準ずる	※21.27㎡ (H38)	15.52㎡	15.58㎡	—
市内の耕作放棄地面積	農林水産課	市内における耕作放棄地の面積 ※耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、農家が今後数年の間に再び耕作する意志のない農地（田畑、果樹園）	93.0ha	98.33ha	84.8ha	—
ベッコウトンボ定量調査発生数	環境課	ベッコウトンボ個体数調査で確認された頭数 ※ベッコウトンボ：環境省第4次レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類に指定されており、自然環境保護のシンボルとして磐田市の昆虫として選定されている	200頭以上	253頭	171頭	91頭
基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります						
自然観察会等への参加人数	環境課	自然観察会や体験教室、環境保全啓発行事等への参加人数	700人	586人	778人	765人
歴史文化とふれあう市の施策に「満足」している市民の割合	文化財課	普及啓発のための企画展等で実施するアンケート調査において、「満足」「良かった」等肯定的な回答の割合	90%以上	83.80%	92.40%	—
文化財関係施設への入館者数	文化財課	旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・竜洋郷土資料館・豊岡農村民俗資料館の入場者数の合計／年	48,500人 (H33)	41,010人	41,912人	—
基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します						
1人1日当たりごみ排出量	ごみ対策課	一般廃棄物総排出量／365日／人口（※資源集団回収量を含まない） ※一般廃棄物：家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ	685g／人・日 (H33)	697g／人・日	703g／人・日	—
地場産物を使用する割合	学校給食課	学校給食における地場産物を使用する割合（使用している品目数／全体品目数）	20% (H35)	16.3% (H29)	16.30%	16.20%
上水道有効率	水道課	有効水量（有収水量＋無収水量）／総給水量 ※有収水量：料金の対象となった水量※無収水量：料金徴収の対象とならないが、有効に利用された水量（消火栓等）	88.10%	86.90%	86.40%	—
基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます						
公共施設からの温室効果ガス削減率	環境課	市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガス排出量の削減率（対平成24年度比） ※目標値は「磐田市地球温暖化実行計画（事務事業編）」に準ずる	※4.7% (H30)	8.10%	2.40%	—
エコアクション21認証登録の継続	環境課	市における環境マネジメントシステム「エコアクション21」認証登録の継続 ※エコアクション21：環境省が策定したあらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組むための仕組み	認証登録を継続	認証登録を継続	認証登録を継続	認証登録を継続
住宅用太陽光普及率	環境課	太陽光発電設備（10kw未満）導入件数／世帯数 ※静岡県は、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」で住宅用太陽光普及率10%（2020）を目標値として掲げている	12.00%	8.30%	—	—
基本方針6 環境教育を推進します						
環境教育に取り組む学校の割合	小学校	地球温暖化防止に関することなど環境教育に取り組んでいる小学校の割合 ※対象：公立小学校	100%	100%	95.45%	95.45%
学校給食における残菜量	学校給食課	小学校及び中学校における学校給食1回当たりの残菜量の合計 ※対象：公立小学校及び中学校	6kg／回	6.6kg／回	6.8kg／回	—
協働による環境教育に取り組む園の割合	幼稚園・保育園・こども園	環境保全団体や地域と協働で環境教育に取り組んでいる保育園、幼稚園、こども園の割合 ※対象：公立保育園、幼稚園、こども園	100%	92.90%	92.85%	85.71%

基本方針1「暮らしやすさが実感できる環境をつくります」に対する磐田市の施策

目標1-1 環境保全のための調査・監視・指導

① 環境の調査・監視・指導及び相談対応

磐田市では「環境調査計画」を毎年度作成しています。河川水質、地下水の水質、事業場排水、大気、ダイオキシン類の調査及び、酸性雨や道路交通騒音調査などを実施しています。

これらの結果を踏まえ、環境に影響のある事案について早期解決に努めています。

また、光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合は防災無線などで市民に知らせます。

② 総合的な環境保全対策

事業所などの新設・移転・増設時において「公害未然防止事前申請書」の提出を依頼し、周辺環境への配慮とともに公害苦情を未然に防止するため、指導を行っています。

また、施工区域の面積が1000㎡を超える土地の利用目的を変更する場合には、事前に土地利用の承認申請が必要となります。そこで申請者に対し環境に配慮するよう意見を付しています。

目標1-2 快適な生活環境の確保

① 大気汚染・悪臭対策

野焼きや悪臭に対する相談が寄せられた場合、現地へ赴き状況を確認します。現地では、原因の調査を行い、原因者に対し悪臭防止法や静岡県生活環境の保全等に関する条例及び磐田市迷惑防止条例に基づく指導を行います。

事例：「近所の畑で野焼きをしている。煙が洗濯物にかかり、臭いがついて困る」と言う苦情に対し職員が現場に行き、原因者に説明の上、火を消してもらいました。

事例：「どこかから堆肥のような臭いがしてきて困っている」と言う苦情に対し職員が現場に向かい、臭いの確認や原因の調査をしました。現場では臭いが無くなっており、原因は不明でした。又同様の事があったときに、連絡していただけるようお願いしました。

事例：「近所の事業者から悪臭がする」と言う苦情に対し現場を確認し、事業者に苦情があった旨を伝え、対策を依頼しました。

② 騒音・振動対策

騒音や振動に対する相談が寄せられた場合、現地へ赴き状況を確認します。状況に応じて、原因者に対し環境関連法令や磐田市迷惑防止条例に基づき、改善をお願いします。（騒音規制法、振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例）

磐田市では環境関連法令に基づき特定の施設や作業について届出を受理し、事業者に対し周辺環境への配慮を求めています。また、騒音規制法に基づき自動車騒音の監視をしています。

事例：「コンクリートを^は研る音がうるさくて困っている」と言う苦情に対し、施工業者に特定建設作業届出の有無を確認しました。届出は未提出でしたので、届出なしでは工事を行う事は出来ない旨を説明し、後日、届出された際には騒音に対する対策をお願いしました。

③ 水質汚濁対策

河川の濁りや魚のへい死に関する市民からの通報があった時には、現場に赴き、水質事故に該当する場合には、静岡県の関係部署に報告しています。

磐田市では公共下水の整備を進めています。

公共下水などの計画のない地域では、合併浄化槽の設置を推進しています。下水道課では合併浄化槽に対する補助制度を実施しています。

事例：河川が濁っている、という市民からの連絡に現場に向かいました。工場排水であったので、事業者を確認したところ、その日は清掃作業をしたため普段より濃い色の排水となったと報告を受けました。水質に問題はなくても市民が驚くので、次回からは事前に市に対し連絡するようお願いしました。

事例：河川に泡が大量に流れ出ているとの連絡がありました。現場へ到着した時には水門についた少量の泡と、小魚が数匹浮いて流れている状態でした。発見者から話を聞き、上流を確認しましたが、PHに問題はなく、大量に魚が死んでいる様子もありませんでした。原因は不明でした。

④ 事業者への啓発活動

事業者で組織する磐田市環境保全推進協議会への参加を呼びかけ、市は事務局として支援しています。磐田市環境保全推進協議会では、環境保全活動として森林の間伐作業や植樹作業を行っています。

目標1-3 迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

① 暮らしやすい生活環境の確保

- ・ごみの不法投棄対策として、市職員や委託業者等がパトロール及びごみの回収を実施しています。不法投棄の原因者が判明した場合には、警察と連携して対応をしています。
- ・雑草が繁茂し周辺の環境を損なっていると考えられる場合、土地又は住宅等の所有者に対し草刈りの指導をしています。
- ・飼い犬、飼い猫の適正飼育を推進しています。飼い犬の狂犬病予防注射接種の実施推進や犬の糞の放置に対する禁止看板の貸与等を行っています。

② 市・市民・事業者が一体となった環境美化活動の推進

- ・環境美化の日を周知し、全市一斉環境美化統一行動を実施しています。
- ・磐田市迷惑防止条例に基づき環境美化指導員を委嘱し、地域のパトロールや環境美化活動を行っていただいています。
- ・まち美化パートナー制度で市内事業者等に登録いただき、不法投棄監視や環境美化活動を行っていただいています。

基本方針1に関する環境指標

(1) 水質に係る環境基準達成率

環境基本法に定められた水質汚濁にかかる環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があります。一点目の「人の健康の保護に関する環境基準」では、全ての公共用水域において同一の基準が適用され、シアンや鉛などの27種の有害物質について基準値が定められています。

二点目の「生活環境の保全に関する環境基準」では、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた類型を分け、基準値が定められています。実際の河川や湖沼、海域がどの類型に当てはまるのかを都道府県が指定することになっています。これを類型指定といい、静岡県では主な河川や湖沼について環境基準（BOD、COD）の類型指定を行っています。指標では、このうち磐田市内の河川のBOD（生物化学的酸素要求量）について、環境基準をすべての地点で満たすことを目標としています。

平成29年度 磐田市内河川のBODの調査結果 (単位 mg/ℓ)

名称	測定地点名	類型	環境基準	平均値	日平均値の範囲
太田川	太田川二瀬（西）橋	A	2.0以下	0.8	<0.5～1.4
	太田川豊浜橋	B	3.0以下	1.0	0.5～2.4
仿僧川	仿僧川東橋	C	5.0以下	1.0	0.5～1.6
	仿僧川ゴルフ場入口	C	5.0以下	1.8	1.1～3.0
敷地川	敷地川向笠2号橋	B	3.0以下	1.1	0.5～1.8
今之浦川	今之浦川 於福橋	指定なし	-	1.5	1.3～1.6
天竜川	天竜川掛塚橋	AA	1.0以下	0.8	0.5～1.4

(静岡県『平成29年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況』より)

(2) 大気に係る環境基準達成率

大気に係る環境基準は、「環境基本法」の中で「人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準」として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質について定められています。静岡県では、これらの常時観測をしており、「静岡県大気汚染常時監視システム」にて、速報値をホームページにて公開しています。

第2次磐田市環境基本計画では、この調査における磐田市内の観測値について、環境基準を達成することを指標としています。

平成29年度 磐田市における大気汚染調査結果

調査項目	環境基準	年平均	日平均値の2%除去値
二酸化硫黄	1日平均値 0.04ppm以下	0.001ppm	0.002ppm
二酸化窒素	1日平均値 0.04～0.06ppm以下	0.009ppm	0.017ppm
浮遊粒子状物質	1日平均値 0.10 mg/m ³ 以下	0.015 μg/m ³	0.035 μg/m ³
微小粒子状物質	年平均値 15 μg/m ³ 以下 1日平均値 35 μg/m ³ 以下	9.9 μg/m ³	26.1 μg/m ³ (日平均値の年間98%値)

(静岡県『平成29年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況』より)

(3) 汚水処理人口普及率

人や事業者が排出する汚水を処理する方法として、磐田市では以下の三つを環境負荷の少ない方法として推進しています。これらの方法を選択している人口の磐田市の人口に対する割合を、環境指標としています。

$$\begin{aligned} & (\text{公共下水道利用人口} + \text{農業集落排水利用人口} + \text{合併浄化槽利用人口}) \div \text{住民基本台帳登録人口} \\ & = \text{汚水処理人口普及率} (\%) \end{aligned}$$

①公共下水道事業（国土交通省が所管）

市街地などにおける下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。磐田市では磐南処理区と豊岡処理区との二つの処理区に分かれています。毎年下水道整備事業を進めています。

②農業集落排水（農林水産省が所管）

農業用排水の水質保全の為、農業集落におけるし尿や生活排水等の汚水、汚泥または雨水を処理する施設を整備する事業。磐田市では、鮫島・浜部地区、西島・玉越地区、敷地地区、向笠里地区の4地区があります。

③合併処理浄化槽

生活排水による海や河川などの水質汚濁を防止し、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道などの予定がない区域で浄化槽を新設する方や、単独処理浄化槽や汲取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする方を対象に、設置費用の一部を補助する制度があります。